

御嵩町中山道みたけ館の資料管理方針に関する訓令

(目的)

第1条 この方針は、御嵩町中山道みたけ館の管理運営に関する規則（令和5年教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）に規定する資料（規則第2条に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）の収集、提供、保存及び除籍を行うに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小説等 小説等の文芸書、各分野の入門書、実用書等をいう。
- (2) 児童図書 幼児又は児童に対して読書の普及を目的とした絵本、児童読み物又は紙芝居をいう。
- (3) 参考図書 辞書、事典、年鑑、図鑑、白書等をいう。
- (4) 逐次刊行物 新聞（主要新聞及び全国の新聞の地方版等をいう。）及び人文科学、芸術、自然科学等の雑誌若しくは一般教養、娯楽等の総合誌をいう。
- (5) 視聴覚資料 映画、一般教養、児童向け作品、名作、各種賞の受賞作品等が収録されたDVD等の光磁記録媒体で、音声及び映像により視聴する資料をいう。
- (6) 郷土資料 御嵩町及び岐阜県を知るために必要な資料をいう。
- (7) オンデマンド出版物 一般的な出版流通によらず、特定の資料を発注者からの注文により印刷を行い、発注者に引き渡される出版物をいう。
- (8) 収集しない みたけ館（規則第1条に規定するみたけ館をいう。以下同じ。）の蔵書とせず、第8条で定める寄贈も断ることをいう。
- (9) 積極的に収集を行う 当該資料群において価値のある資料が漏れないよう留意し、多様な出版情報を集めて収集すべき資料の選書を積極的に行うことをいう。
- (10) 開架扱いが相応しくない資料 将来の利用が見込める資料、資料価値が高い資料、町内で最後の1点の資料、品切れ及び絶版等により入手不可能な資料及び高額な資料並びにその他図書、絵本等の複本、研究目的の資料等をいう。

(収集の範囲)

第3条 みたけ館で収集する資料の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 時代の要求に合った多様な形態の資料

- (2) 専門書誌又は専門辞典類等に収録され、評価の定まった資料又は価値の高い資料若しくは利用頻度の多い資料
 - (3) 小説等、児童図書、参考図書、逐次刊行物、視聴覚資料又は郷土資料
 - (4) 前3号に定めるもののほか、館長が必要と認める資料
- (基本方針)

第4条 みたけ館は、図書館の自由に基づき、次に掲げる事項に留意し、あらゆる思想、信条、学説、宗派等について、客観的かつ公平に資料の収集に努めるものとする。

- (1) 人権に係る図書等の選定は、慎重に検討した上で収集するとともに、提供に際しても十分な配慮に努めること。
- (2) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を、公平に幅広く収集することに努めること。
- (3) 著者の思想的、宗教又は政治信条にとらわれず、その著作を排除することのないよう努めること。
- (4) 個人、組織又は団体からの圧力若しくは干渉によって、資料収集の自由を放棄しないよう努めること。
- (5) 次に掲げる内容を含む資料は収集しないものとする。

ア 差別を助長するおそれがあることが裁判により確定したもの又は客観的に明らかなもの

イ 関係者の名誉、プライバシーその他の人権を侵害することが裁判により確定したもの又は客観的に明らかなもの

ウ 刑法（明治40年法律第45号）第175条に規定するわいせつ物に該当することが裁判により確定したもの又は該当するか否かについて係争中のもの

エ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノに該当することが裁判により確定したもの又は該当するか否かについて係争中のもの

オ 岐阜県青少年健全育成条例（昭和35年11月10日条例第37号）第11条に規定する有害図書類等

カ 健康法や健康食品に関する資料のうち、健康増進法（平成14年法律第103号）第65条の規定により禁止される誇大表示に該当し、又は医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規

定に違反することが裁判により確定したもの又は該当するか否かについて係争中のもの

キ 著作者の公表権を侵害することが裁判により確定したもの

- 2 みたけ館は、前項に定める資料収集の基本方針（以下「基本方針」という。）を踏まえ、町民の学習、文化的要求、地域の事情及び町民の希望を勘案の上、資料を選定し収集しなければならない。
- 3 みたけ館で所蔵している資料が、第1項第5号に該当する場合は、教育委員会において保存についても十分検討の上、必要な処置を行う。
- 4 みたけ館は、基本方針を時代の変化に合わせて不断に改定するよう努める。

（選定基準）

第5条 みたけ館で収集する資料は、前条に規定する基本方針及び別に定める御嵩町図書館寄贈図書及び雑誌新聞受入れ基準（以下「受入れ基準」という。）により選定を行うものとする。この場合において、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 選定は、図書等の出版情報を活用し、著作者、発行所、内容、書誌的価値及び形態を十分検討すること。
- (2) あらゆる分野で話題となっている作品や各分野における賞の受賞作品に注意を払うこと。
- (3) 所蔵資料の多様性を保ち、町民にさまざまな分野の資料を提供するよう努めること。

（未所蔵資料への対応）

第6条 みたけ館で所蔵していない資料（以下この条において「未所蔵資料」という。）について、町民から備付要望が寄せられた場合は、前条の規定に基づき選定する。

- 2 未所蔵資料であって、岐阜県内図書館等に所蔵がある場合は、相互貸借又は所蔵館の紹介により対応するものとする。
 - (1) 前条に規定する選定基準に沿わないもの
 - (2) 絶版となり入手が不可能な資料
 - (3) 新聞、雑誌その他の逐次刊行物、年次、月次その他定期的な出版が行われる資料等
 - (4) オンデマンド出版物等のインターネット等での直接販売やオークション等以外に入手ができないもの

(5) 書店、出版社、取次店からの購入等、一般的な購入によって入手ができないもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、蔵書構成上欠くことができないものに該当せず、検討の結果、相互貸借又は所蔵館の紹介によって対応することが合理的であると判断したもの

3 前2項に定める未所蔵資料について、町民以外から要望が寄せられた場合は、検討及び提供の対象外とする。

(分担収集)

第7条 みたけ館は、岐阜県全体の適正な資料構成と所蔵タイトル数の確保を図ることを目的として、収集する分野を定めた上で、積極的に収集を行うものとする。ただし、各分野の収集については、岐阜県内図書館等の資料所蔵状況等を適宜検討の上、必要に応じて、その分担分野の変更を行うものとする。

(寄贈受入れの判断)

第8条 館長は、規則第26条第1項の規定により、寄贈資料が郵送等による方法により送付された場合において、同項各号のいずれかに該当しない場合の当該寄贈資料の取扱いは、第11条の規定を準用する。

2 館長は、規則第26条第2項の規定による審査については、第4条及び第5条の規定並びに受入れ基準によるものとする。

(資料の更新及び保存)

第9条 みたけ館は、除架（所定の棚位置から場所変更等を行うことをいう。）又は更新（図書の新規購入及び次条に定める除籍を含む。）を不断に行うことにより、常に適切な資料構成を維持し、新鮮な状態と魅力ある状態を保つことに努めなければならない。

2 みたけ館は、収集した資料をすみやかに登録し、適正な保存を行わなければならない。

3 みたけ館は、開架扱いが相応しくない資料については、館内保存庫に配架して保存するものとする。

4 みたけ館は、資料備付けに際して、当該資料の性格又は利用、保管、所蔵状況等を勘案の上、各々の資料について禁帯出資料として貸出しを禁ずることができる。

5 みたけ館は、第3項の規定により館内保存庫による保存扱いとした資料及び前項の規定により禁帯出とした資料のうちから、各資料の状態、所蔵及び保存にか

かる状況を勘案の上、館内保存庫での保管を原則とする貴重書を指定するものとし、貴重書とした資料は、閲覧等の対象外とすることができる。

6 逐次刊行物の保存については、この方針の規定によるほか、受入れ基準によるものとする。

(除籍)

第10条 みたけ館は、所蔵する資料について、利用の効率化と管理の適正化を図るために、別に定める御嵩町図書館除籍基準に基づき、資料の登録を抹消することができる。

(廃棄等)

第11条 みたけ館は、前条の規定により除籍した資料を廃棄し、又は無償で町民等に譲与することができる。

(その他)

第12条 この方針に定めるもののほか、資料の収集管理に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。